

令和5年7月

市長と語ろう！みらいミーティング実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民（グループ）と市長が、気軽に語ろう「市長と語ろう！みらいミーティング(以下「みらいミーティング」という。)」の実施に関して必要な事項を定める。

(開催日時)

第2条 みらいミーティングは、月1～2回程度開催する。

1 開催時間は、1回につき、おおむね50分程度とする。

(参加要件)

第3条 みらいミーティングの参加者は、原則として、12歳以上の、北九州市に住所を有する者、市内の学校に在学する者、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行うグループの者とし、みらいミーティング参加者は5人以下とする。ただし、次の者又はグループを除く。

- (1) 北九州市職員
- (2) 北九州市議会議員
- (3) 北九州市と係争中の者又はグループ
- (4) 北九州市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(参加者の選定方法)

第4条 参加グループ及び参加者については、原則公募とし、申込方法は、市のホームページや郵送、FAX などにより受け付ける。応募いただいた中から、参加要件・懇談のテーマなどを参考に決定する。

2 広聴課において、参加者の要件確認のため、必要な官公庁に対する照会を行うものとする。

(懇談のテーマ及び内容)

第5条 懇談のテーマは、本市のまちづくりに関するもの全般を対象とし、参加グループの希望を踏まえ設定する。ただし、次に該当するものを除く。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 陳情、要望に類するもの。
- (3) 特定個人や団体に関する誹謗、中傷に当たるもの。
- (4) その他、みらいミーティングの趣旨に沿わないもの。

(みらいミーティングの出席者)

第 6 条 みらいミーティングの出席者は、参加グループ及び市長、関係局区室の担当部長、広報室長を基本とする。

(懇談内容の公開)

第 7 条 みらいミーティングについては、参加者及びみらいミーティングでの懇談の要旨を市のホームページに掲載する。

2 みらいミーティングは原則マスコミに公開する。

(費用負担)

第 8 条 みらいミーティング参加にかかる費用は参加者各自が負担する。

(庶務)

第 9 条 みらいミーティングに関する庶務は、広報室広聴課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、みらいミーティングの実施に関し必要な事項は、広報室広聴課長が定める。